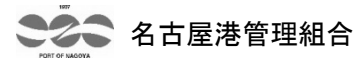


令和2年2月28日



新型コロナウイルス感染防止に伴う職員の早出遅出勤務の実施について

新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、下記のとおり本組合職員の早出遅出勤務を実施します。

記

- 1 実施時期 令和2年3月2日から当分の間
- 2 対象者 公共交通機関で通勤する職員
- 3 実施内容
通常勤務時間から前後に最大1時間まで勤務時間をずらすことができるようにするものです。

勤務	勤務時間
通常勤務	午前8時45分から午後5時30分まで
早出遅出勤務	午前7時45分から午後4時30分まで
	午前8時15分から午後5時まで
	午前9時15分から午後6時まで
	午前9時45分から午後6時30分まで

【お問合せ先】

名古屋港管理組合 職員課
担当 奥田 ・ 吉野
TEL 052-654-7845